市民連携活動事業
（うち空家対策関係）

新規	拡充	変更

事業の目的　市民が安全で安心できる生活環境の保全と空家等の活用を促進するため、総合的な空家等対策を推進します。

事業の概要　第２次岩見沢市空家等対策計画に基づき、管理不全な空家のパトロールや所有者への指導、不良空家の除却を促進します。

事業開始年度　平成25年度

【事業の経過】

平成30年度　岩見沢市空家等対策計画　策定
令和元年度　岩見沢市不良空家除却補助金創設
令和5年度　第2次岩見沢市空家等対策計画　策定

管理不全な空き家の対応実績（※R7年2月末現在）　（単位：件）

	R2	R3	R4	R5	R6（※）
現地確認件数	1,500	1,524	1,361	1,372	1,335
指導件数	467	406	455	476	388
是正件数	111	123	106	109	67

		R2	R3	R4	R5	R6（※）
新規登録数		108	92	46	53	67
登録抹消	解体	15	40	29	28	8
	居住	8	17	25	25	18
	管理不全解消	2	2	2	11	0
当年度末空家数		332	365	355	344	385

不良空家除却補助金交付実績（※ R7年2月末現在交付決定済み件数）

R2		R3		R4		R5		R6（※）	
9件	4,495千円	7件	3,275千円	9件	4,200千円	3件	1,500千円	4件	2,000千円

不良空家除却補助金の概要

補助率及び補助限度額

●補助率　補助対象経費の1/2 ※消費税相当額除く（千円未満切り捨て）
●補助限度額 50万円

補助対象

●市内に所在する専用住宅または共同住宅、兼用住宅であること
●不良空家と判定された住宅であること
●所有権以外の権利が設定されていないこと
●不良住宅等に付属する門塀等の工作物等を除却し、更地とする工事

補助対象者

●補助対象となる不良空家の所有者または相続人（法人は対象外）
●市民は市税（市民税、固定資産税）、市外は固定資産税の滞納がないこと
●空家の除却に関して、他の補助金を受けていないこと
●暴力団員及び暴力団員等並びに暴力団関係事業者でないこと

根拠法令：空家等対策の推進に関する特別措置法
岩見沢市における空き家等の適正な管理に関する条例
岩見沢市不良空家除却補助金交付要綱
関連計画：第2次岩見沢市空家等対策計画

令和７年度予算額　９１６万円
（うち不良空家等除却補助金関係　５００万円）

市民環境部市民連携室

市営住宅建設事業

新規	拡充	変更

事業の目的　住宅に困窮する低額所得者に対し安定した住環境を提供するため、市営住宅の長寿命化を行います。

事業の概要　市が管理している住宅は、昭和期に建設されたものも多く、これらが更新時期を迎えていることから「岩見沢市公営住宅等長寿命化計画」により計画的に整備します。

【見直し等の経過】

平成30年度 岩見沢市公営住宅等長寿命化計画の更新
（計画期間：令和元年度～令和10年度）

令和元年度 岩見沢市住生活基本計画の策定
（計画期間：令和2年度～令和11年度）

【令和7年度の事業】

老朽化した6条中央団地の建替のため、実施設計、除却及び本体工事及び日の出南団地等の長寿命化改修を実施します。

【事業実績】

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
団地建設	6条中央 （本体工事・実施設計等）	6条中央 （本体工事・外構工事等）	6条中央 （本体工事）	6条中央 （本体工事・外構工事等）
ストック総合改善	－	日の出北 （1号棟） （外壁・屋上内窓・給油設備）	日の出北 （2号棟） （外壁・屋上内窓・給油設備等）	日の出北 （3号棟） （外壁・屋上内窓・給油設備等）
団地除却	志文 （身障住宅） 【2棟8戸】	－	6条中央 （C棟） 【1棟16戸】	－
移転助成	1件	24件	1件	29件 （R7.2末時点）

市営住宅建設

・老朽化した市営住宅の建替え
（6条中央団地：実施設計・本体工事・除却工事）

➡まちなか居住と市営住宅の適正な集約・再編の推進

長寿命化

・経年劣化した市営住宅の大規模改修工事
（日の出南団地1号棟：1棟・合計18戸）

➡外壁、屋上防水、照明・給油設備等改修の実施

移転助成

・建替えや団地集約のための移転助成
6条中央団地など

➡用途廃止による移転費用を助成し、老朽建物の解体を推進

根拠法令：公営住宅法、公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱

関連計画：岩見沢市住生活基本計画、岩見沢市公営住宅等長寿命化計画

令和７年度予算額　２億５，８２０万円

建設部建築課

道路新設改良事業

新規	拡充	変更

事業の目的　快適な市民生活と地域社会の活性化を図るうえで不可欠な社会資本である道路の整備を進めます。

事業の概要　道路の状態や利用状況、地域からの要望等により、道路改良、防じん処理、側溝整備などに取り組むほか、各種個別施設計画に基づき橋梁、舗装等の長寿命化対策を進めます。

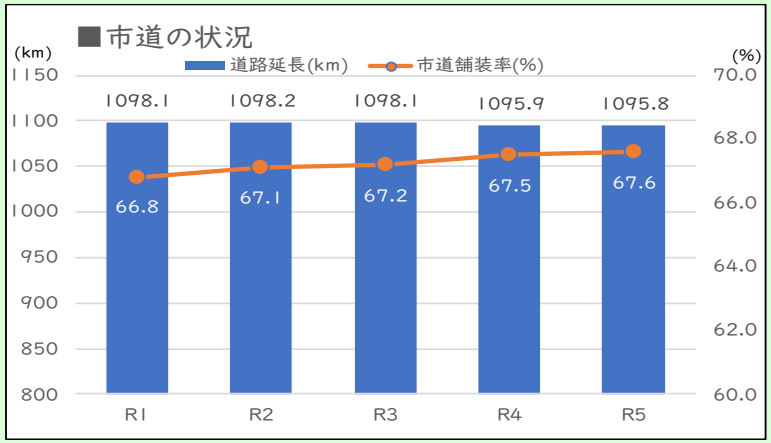

舗装修繕

道路改良

橋梁修繕

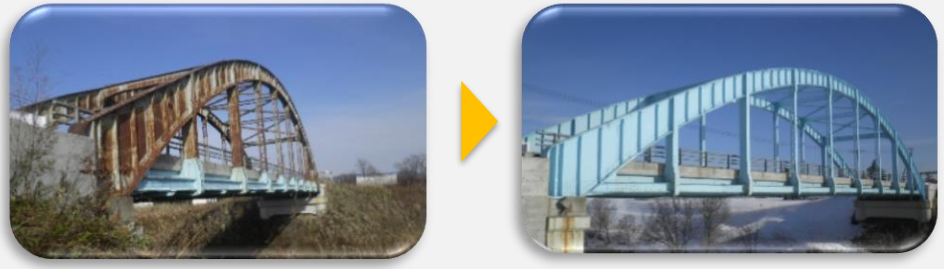

根拠法令：道路法
　　交通安全施設等整備事業の推進に関する法律
関連計画：岩見沢市道路整備5箇年計画、岩見沢市橋梁長寿命化修繕計画等

令和７年度予算額　**１７億４８０万円**

建設部土木課

街路事業

新規	拡充	変更

事業の目的　都市計画道路(街路)の整備を推進し、市街地における交通渋滞の緩和、利便性や防災性の向上を図ります。

事業の概要　岩見沢市都市計画マスタープランにおいて「都市内ループ道路」と位置付けた、西20丁目通（Ⅱ期工区）の用地購入、支障物件移転補償を進めます。

【西20丁目通 都市計画法に基づく手続経過一覧】

H24. 6.19　西20丁目通(12号通~4条通)都市計画決定

H24. 6.28　岩見沢市都市計画道路事業
西20丁目通Ⅰ期工区事業認可取得

H30.11.30　西20丁目通Ⅰ期工区供用開始

R 2. 3. 2　西20丁目通Ⅱ期工区
(4条通~北3条通)都市計画決定

R 4. 3.16　岩見沢市都市計画道路事業
西20丁目通Ⅱ期工区事業認可取得

<西20丁目通Ⅰ期工区>

R 5. 8. 8　西20丁目通Ⅱ期工区
(4条通~北3条通)都市計画変更(下幅)

完成イメージ図

令和7年度事業内容　用地購入、支障物件移転補償等

事業箇所

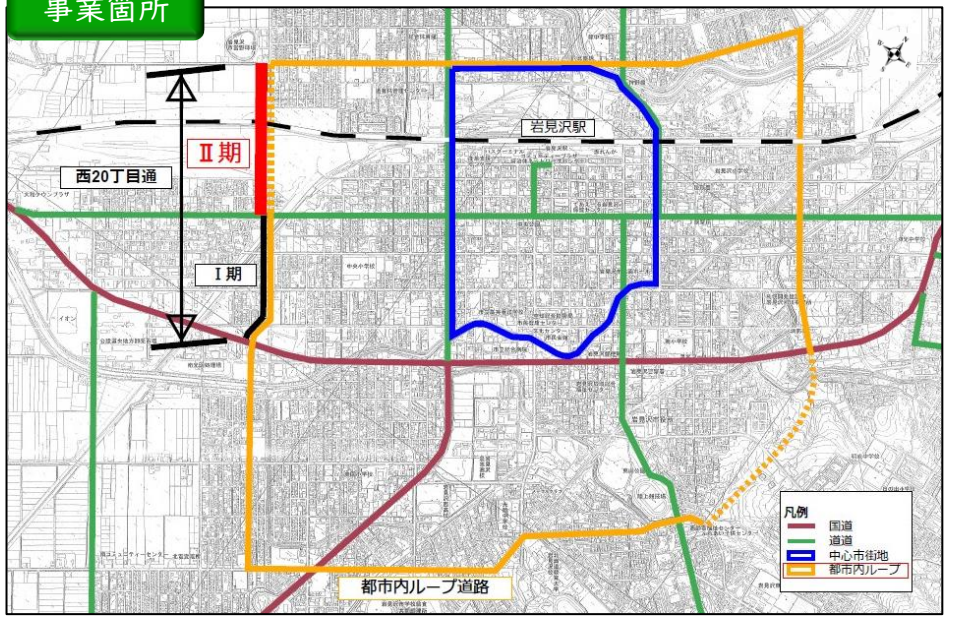

標準断面

（単位：m）

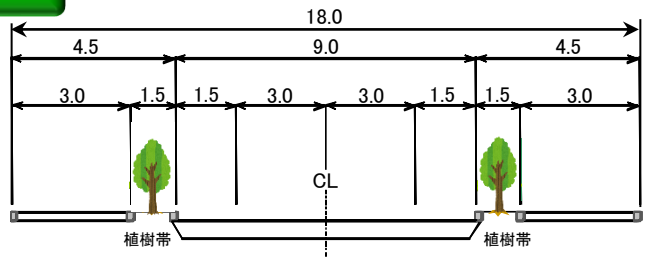

根拠法令：道路法
都市計画法
関連計画：岩見沢市都市計画マスタープラン

令和７年度予算額　６，９２０万円

建設部都市計画課

新規	拡充	変更

生活交通確保対策事業

事業の目的　人口減少や高齢化の進行等に対応した、持続可能な公共交通網の構築を進め、市民生活の足の確保を図ります。

事業の概要　ＪＲや路線バスなどの維持や利用促進に取り組むとともに、これらの公共交通機関の利用が難しい地域はデマンド型乗合タクシー等でカバーするなど、民間事業者と協力して面的な公共交通ネットワークの構築に取組みます。

「岩見沢市地域公共交通計画」に掲げる基本方針

基本方針1	まちの活力を支える公共交通
基本方針2	暮らしを支える公共交通
基本方針3	誰もが利用しやすく効率的な公共交通
基本方針4	みんなで守る公共交通

地域公共交通計画に基づく公共交通の効率化と利用促進に取組み、持続性の維持・向上を図る。

【主な事業経過】

平成27年　1月　岩見沢市地域公共交通活性化協議会　設置
平成28年　6月　「岩見沢市地域公共交通網形成計画」策定
平成28年11月　JR北海道が単独維持困難線区を公表（室蘭線（沼ノ端～岩見沢）含む）
平成29年　6月　「岩見沢市地域公共交通再編実施計画」策定
平成29年10月　民間バス路線の再編を実施
平成30年　4月　デマンド型乗合タクシー運行開始（峰延町ほか3地区）
平成30年11月　JR室蘭線活性化連絡協議会設立
令和元年7月　デマンド型乗合タクシー運行地区拡大（上幌向町ほか19地区）
令和2年3月　市営バス北斗線　運行終了
令和2年12月　デマンド型乗合タクシー運行地区拡大（上幌ほか2地区）
令和3年6月　「岩見沢市地域公共交通計画」策定
令和4年3月　「地域旅客運送サービス継続事業計画」認定
　　中央バス万字線（毛陽交流センター行き）及び市営バス万字線　運行終了
令和4年4月　東部丘陵線コミュニティバス　運行開始
令和5年6月　さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通計画策定
令和5年7月　JR室蘭線調査・実証事業開始
令和6年1月　JR室蘭線調査・実証事業実施結果報告
令和6年3月　南空知地域公共交通計画策定
令和6年9月　中央バス夕張線　運行終了

持続可能な交通網の実現

みんなで乗れば、未来が変わる。
考えよう。行動しよう。公共交通の未来。（北海道公共交通利用促進運動シンボルロゴ）

根拠法令：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律ほか

関連計画：岩見沢市地域公共交通計画、南空知地域公共交通計画
　　北海道交通政策総合指針、さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通計画

令和７年度予算額　**８，１３５万円**

企画財政部企画室

水道事業会計

送水管・配水管整備事業

新規	拡充	変更

事業の目的　「地域を支える持続可能な上下水道」を基本理念として、安全で快適なライフライン機能の充実を図ります。

事業の概要　老朽化した送水管・配水管を寿命が長く耐震性のある管に更新します。また、水道施設の更新及び耐震化を行い、安全な水の安定供給に努めます。

送・配水管整備状況　（単位：m、%）

区分	R3	R4	R5
送・配水管整備延長(A)	4,570.5	5,399.3	6,257.3
うち更新分	3,504.2	3,038.4	5,232.1
うち新設分	1,066.3	2,360.9	1,025.1
送・配水管総延長(B)	1,133,030.2	1,135,466.0	1,138,037.6
うち法定耐用年数超(C)	355,474.7	380,792.0	413,765.3
経年化率(※1)(C)/(B)	31.4	33.5	36.4
耐震化率(※2)	27.0	27.6	28.1

※1 法定耐用年数 40年　※2 基幹管路

予算・決算額の推移　（単位：千円）

区分	R3	R4	R5
予算額	731,071	773,256	864,281
決算額	657,249	655,928	766,076

令和7年度事業概要

【送水管】

・第1送水管　（φ500・600 L=350m）

【配水管】

〈幹線〉

・4条幹線外2路線　（φ200・250 L=1,310m）

〈支線〉

・道道上志文四条東線外14路線
（φ50～φ150 L=3,160）

根拠法令：水道法

関連計画：岩見沢市地域水道ビジョン兼経営戦略
送・配水管整備計画

令和7年度予算額　7億2，009万円

水道部水道課

下水道事業会計

下水道築造事業

新規	拡充	変更

事業の目的　「地域を支える持続可能な上下水道」を基本理念として、安全で快適なライフライン機能の充実を図ります。

事業の概要　下水道施設の計画的な整備と改築を進め、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図るとともに、大雨による浸水被害を防ぐなど市民生活の安全と安心に努めます。

公共下水道事業計画

改築事業

事業名	事業費（千円）	期間
南光園処理場改築	5,581,918	H26～R9
幌向終末処理場改築	285,000	R6～R7
栗沢下水道管理センター改築	388,780	R5～R10

広域化推進総合事業

事業名	事業費（千円）	期間
南光園処理場汚泥処理施設共同化	4,579,429	R3～R12

普及促進事業

事業名	事業費（千円）	期間
公共桝設置	39,976	毎年

令和7年度事業概要

岩見沢市下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の改築を実施し、人口減少に伴う施設規模の適正なダウンサイジングや広域化による施設の統合を図りながら効率的に事業を継続していきます。

南光園処理場

幌向終末処理場

栗沢下水道管理センター

改築事業

- 南光園　建築電気設備改築工事（水処理棟・管理棟）
- 南光園　屋根防水改築実施設計（水処理棟・汚泥棟）
- 幌　向　監視制御設備改築工事
- 栗　沢　耐震診断（水処理棟）

広域化推進総合事業

- 南光園　汚泥消化タンク設備改築工事（機械・電気）
- 南光園　汚泥消化加温棟改築工事（建築）
- 南光園　耐震診断（汚泥棟）

- 管路施設改築事業（人孔上部更新・管路調査）
- 公共桝設置　27か所

根拠法令：下水道法

関連計画：岩見沢市公共下水道事業計画
　　岩見沢市下水道ストックマネジメント計画

令和７年度予算額　**１３億５９６万円**

水道部下水道課

公園造成事業

新規	拡充	変更

事業の目的　子どもから高齢者まで誰もが集い、安全に安心して楽しむことができる安らぎのある公園・緑地の整備を進めます。

事業の概要　公園に設置してある遊具や休養施設を定期的に点検・診断し、診断結果・利用状況・周辺の公園施設の整備状況を踏まえ、公園の機能を見直しながら、計画的に更新を行います。

【見直し等の経過】

平成21年度　岩見沢市公園施設長寿命化計画策定
平成25年度　岩見沢市公園施設長寿命化計画見直し
平成30年度　岩見沢市公園施設長寿命化計画見直し
令和　5年度　岩見沢市公園施設長寿命化計画見直し

（岩見沢市公園施設長寿命化計画）
公園利用者の安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、公園施設の適切な修繕（改築）や計画的な長寿命化対策など、予防保全型管理による計画的な改築等に係る取組を推進することを目的とする。
※予防保全型管理とは～施設機能の保全に支障となる劣化や損傷を未然に防止するため、日常的な維持保全に加え、定期的な健全度調査を実施し、計画的な補修、更新を行うこと。特に、遊具については、事故防止を最優先とするため、予防保全型管理とする。

長寿命化計画対象公園施設数内訳　（令和7年2月28日現在）

公園種別	公園数	遊具 ブランコ・すべり台等	修景施設 パーゴラ・噴水等	休養施設 ベンチ・四阿等	管理施設 フェンス・照明等	便益施設 水飲台等	その他 園路・階段・広場等
街区公園	145	561	27	506	485	104	18
近隣公園	10	28	3	130	115	10	10
地区公園	3	18	5	121	98	9	17
総合公園	4	17	61	215	366	32	49
都市緑地	14	34	10	193	194	16	6
計	176	658	106	1,165	1,258	171	100

総施設数：3,458施設

■公園施設の改築・更新

○公園施設長寿命化対策
新生公園外7公園の老朽化した木製遊具等を耐用年数の長い鋼製遊具等に更新し、子どもの動線や雪の影響を考慮した配置に変更します。

更新

■いわみざわ公園散策路の整備

令和5年度からいわみざわ公園と利根別自然公園を結ぶ散策路の整備を進めています。
令和7年度は散策路等の整備を引き続き進めます。

■水明公園の整備

新病院整備に合わせ公園の再整備を行い市民交流活動を促進することで、緑豊かなまちづくりに対する市民満足度の向上を目指します。令和7年度は実施設計を行います。

根拠法令：都市公園法、公園施設長寿命化計画策定指針、
都市公園における遊具の安全確保に関する指針
関連計画：岩見沢市公園施設長寿命化計画

令和７年度予算額　８，３６７万円

建設部公園緑地環境課

新規	拡充	変更

脱炭素・環境対策事業

事業の目的　市民が安全・安心で快適に暮らせる環境にやさしいまちづくりを推進します。

事業の概要　2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、公共施設の脱炭素化を図るとともに、家庭における太陽光発電設備などの再生可能エネルギー設備の導入や省エネルギー化を支援します。

【事業の経過】

地球温暖化防止実行計画

●事務事業編（平成18年度策定、平成30年度改訂、令和5年度改訂）

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、岩見沢市が実施する事務や事業について、地球温暖化対策計画に即した省エネルギーや省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的として策定。

【基準】2013年　50,804.3t-CO2
【目標】2030年　25,402.0t-CO2　削減率50%

●区域施策編（令和5年度策定）

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域における再生可能エネルギーの最大限導入など、市・市民・事業者の3者がそれぞれ主体の協働により、市全体で取り組んでいく必要があることから、新たに区域施策編を策定。

【基準】2013年　920.04千t-CO2
【目標】2030年　493.63千t-CO2　削減率46%

住まいのゼロカーボン化推進

地球温暖化防止実行計画（区域施策編）取組方針2に基づき、地域脱炭素化に向けた重点取組として掲げている「住宅の省エネルギー化」に取組む。特に、住宅への自家消費型太陽光発電設備や定置用蓄電池の導入支援を行い、再生可能エネルギーの自家消費を推進する。
令和6年度より既存住宅への導入について道補助を活用（補助率50%）

太陽光発電設備等導入補助の交付実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付件数	22件	25件	22件
内、既存住宅	6件	11件	11件
交付額	3,300,000円	3,750,000円	3,000,000円
内、道補助額			600,000円

公共施設の脱炭素化推進

公共施設の脱炭素化に向けて、照明の点灯時間が長く、設置個数の多い図書館について、調査・設計に基づくＬＥＤ化改修を行います。

・図書館LED化改修
→令和7年度予算より
施設所管課へ予算計上
（図書館活動運営事業 9,270万円）

エネルギーの効率的活用の推進

岩見沢市で最もポテンシャルが高い再生可能エネルギーは、太陽光発電となっており、カーボンニュートラル実現の中でも最も有効な施策の一つといえます。
今後も普及拡大に向け、「岩見沢市太陽光発電設備等導入補助金」による支援のほか、啓発活動などに取り組みます。

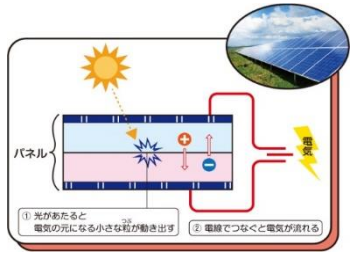

太陽電池の仕組み
出典：資源エネルギー庁WEBサイト

・セミナー、講演会、展示会
・太陽光発電設備等導入補助 ※設置費用の10%
　太陽光発電設備+定置用蓄電池　最大15万円
　定置用蓄電池のみ　最大7万5千円

根拠法令：地球温暖化対策の推進に関する法律
　　岩見沢市太陽光発電設備等導入補助金交付要綱

関連計画：地球温暖化防止実行計画（区域施策編、事務事業編）

令和７年度予算額　９５５万円

市民環境部環境保全課

新規	拡充	変更

ごみ処理対策事業

事業の目的　ごみ処理三原則（減量、再生利用、自然にやさしい処理）を推進し、清潔で住み良い環境づくりを進めます。

事業の概要　一般家庭から排出されるごみや資源を、迅速かつ適正に収集し衛生的に処理するとともに、ごみの減量化・再資源化を促進し、不適正排出への指導と対策を講じます。

【事業の経過】

H27.1　家庭ごみの分別区分を現行の7区分に変更
H27.4　いわみざわ環境クリーンプラザ（いわ☆ぴか）供用開始
　　ごみ処理手数料の導入（有料化）
R4.10　充電池の収集開始

【ごみ排出量の推移】

（単位：t）

区　分		令和4年度	令和5年度	令和6年度（R7.2月末）
家庭系	ごみ排出量Ⓐ	16,785	16,316	14,503
	Ⓐ対26年(有料化前)減量率(%)	21.2	23.4	—
	一般ごみ1人1日あたり(g)Ⓑ	502	498	—
	Ⓑ対26年(有料化前)減量率(%)	17.8	18.5	—
事業系ごみ排出量		6,815	6,719	6,039
ごみ総排出量　計		23,600	23,035	20,542

【家庭系ごみの主な組成】（燃やせるごみ）

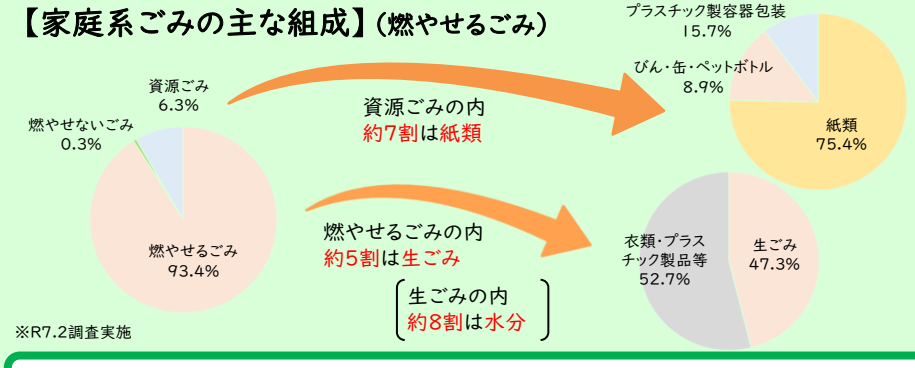

※R7.2調査実施

ごみ処理手数料

区分		現　行	改正案（R7.9予定）	影響額
家庭系ごみ（市収集）	燃やせるごみ	1ℓあたり 2円	1ℓあたり 3円	1ℓあたり +1円
	燃やせないごみ	1ℓあたり 2円	1ℓあたり 3円	1ℓあたり +1円
	枝木類 指定ごみ袋に入らない場合で、長さ1m、直径30cm以内に縛ったもの	1点あたり 80円	1点あたり 80円	変更なし
	大型ごみ 最大辺2m、重量100kg以下もの	1点あたり 300円・600円	1点あたり 300円・600円	変更なし
家庭系・事業系ごみ（直接搬入）		10kgあたり 100円	10kgあたり 150円	10kgあたり +50円

不法投棄・不適正排出対策の取組み

監視パトロール	適正排出の情報発信	不適正排出ごみ収集指導啓発
2週間を目安に全てのごみステーションを巡回し、不法投棄や不適正排出の未然防止・早期発見に努めます。特に排出状況が悪いごみステーションは巡回頻度を増やし、重点的に対応します。	広報やホームページのほか、ごみ情報紙ThinkECOやデジタルサイネージを活用し、分別方法など適正排出に向けた周知を行います。	指定ごみ袋を使わずに排出されるなどして、ごみステーションに残された不適正排出ごみを収集し、開封調査により排出者を特定し、指導啓発を行います。

根拠法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律
　　容器包装に係る分別収集及び再商品化に関する法律
関連計画：岩見沢市一般廃棄物処理基本計画

令和７年度予算額　１４億７，２３２万円

市民環境部廃棄物対策課

新規	拡充	変更

ごみ減量化推進事業

事業の目的　ごみ処理基本計画に基づき、ごみの減量・再資源化（減量行動7R）に取組み、循環型社会の形成を目指します。

事業の概要　「ごみのよりよい始末を進める市民会議」等と協働し、各種イベントやクリーンエコの運営を通じ、ごみの減量行動を普及啓発するとともに、町会や家庭などでの取組みの支援を行います。

【事業の経過】

●ごみステーション整備助成

H25まで	新設1/3 更新・修繕 1/6	上限　3万円
H26・27	新設・更新・修繕 8/10	上限　8万円
H28から	新設・更新・修繕 1/2	上限　6万円
H29から	追加 ごみステーション集約 8/10	上限 10万円

●リサイクルステーション整備助成

H12から	新設・更新・修繕 8/10	50万円を超える場合は1/2
H28から	新設・更新・修繕 8/10	10万円を超える場合は1/2
R 5から	追加 リサイクルステーション 8/10	上限 10万円

●生ごみ容器(コンポスト等)助成

H11まで	助成率1/2	上限　2千円
H12から	助成率9/10	上限6.6千円

●集団資源回収奨励金

H26から	資源物1kgにつき2円交付

【助成金実績】

（単位：個、万円）

区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度（R7.2月末）	
	個数	助成額	個数	助成額	個数	助成額
ごみステーション整備	60	143	51	94	51	192
リサイクルステーション整備	23	179	20	131	20	147
リサイクル専用回収容器	103	43	123	67	83	32
生ごみ容器（コンポスト等）	85	43	48	23	47	24
電動生ごみ処理機	7	14	9	14	13	25

ごみ減量化・再資源化への協働啓発事業

自転車抽選販売会
・大型ごみのリユース

衣類のくるくる市
・衣類の再利用

啓発活動
・お祭り等での啓発ティッシュ配布

町会・自治会・家庭等に対する助成制度の概要

区 分	概 要
ごみステーション整備費助成	・ごみステーションの設置や修繕　⇒ 5割 ・複数のごみステーションの集約　⇒ 8割
リサイクルステーション整備費助成	・リサイクルステーションの設置や修繕　⇒ 8割 ・リサイクル専用回収容器　⇒ 新設:10割・更新:5割
生ごみ減量・資源化支援助成	・家庭が取り組む、生ごみの堆肥化を支援（生ごみ容器、電動生ごみ処理機の購入費用など）
集団資源回収奨励金	・町会や団体等が主体となって行う資源回収に対し、奨励金を交付

根拠法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律
　　容器包装に係る分別収集及び再商品化に関する法律
関連計画：岩見沢市一般廃棄物処理基本計画

令和７年度予算額　２，０８９万円

市民環境部廃棄物対策課

高度情報通信基盤整備事業

新規	拡充	変更

事業の目的　ＩＣＴ利活用による「市民生活の質の向上」や「地域経済の活性化」を目指します。

事業の概要　教育や医療、農業、防災、行政など様々な分野におけるＩＣＴ利活用の促進に向け、自営光ファイバ網などの情報通信基盤の安定かつ高度運用を推進します。

事業開始年度　平成10年度

【事業の経過】

平成10年度～ 自営光ファイバ網の整備拡大（平成9年度整備開始）
※基礎自治体による自営光ファイバ網の整備は全国で初
平成17年度～平成21年度
FWA整備（大願、稔、幌向、上幌向、上志文、北村、栗沢）
※平成18年度サービスイン
平成30年度～令和2年度
地域BWA整備（北村、大願、稔、幌向、上幌向、栗沢、上志文　他）
※令和元年度サービスイン
令和　3年度　FTTH整備エリア拡大（栗沢、上志文、北村の一部　他）
※令和4年度サービスイン
令和　5年度　FTTH整備エリア拡大（北村、大願、稔　他）
⇒未整備エリア全域の整備が完了
※令和6年度サービスイン

【自営光ファイバ網の整備】

・接続施設数：105施設

光ファイバ網（km）	R5年度末
総延長	210.1

【地域ＢＷＡ利用件数】

地域BWA（件）	R5年度末
利用件数	174

ＩＣＴ基盤（自営光ファイバ、地域ＢＷＡ等）活用状況

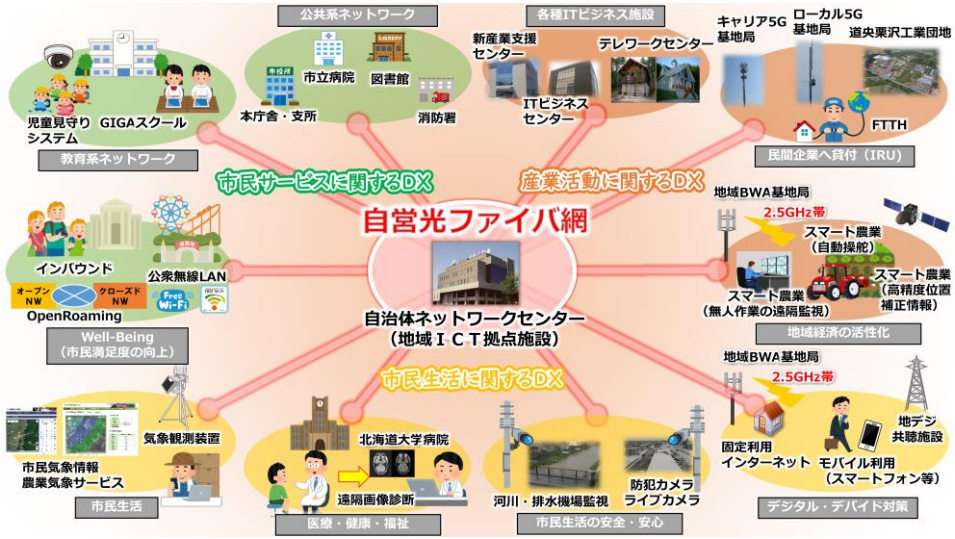

ＩＣＴ基盤を活用し
市民生活の質の向上・地域経済の活性化を目指す

根拠法令：電気通信事業法、電波法

関連計画：

令和７年度予算額　９，４３５万円

情報政策部情報政策課

地域情報化推進事業

新規	拡充	変更

事業の目的　産学官による有機的連携を図り、地域社会におけるＤＸの推進に向けた取組みを進めます。

事業の概要　地域特性であるＩＣＴ環境を最大限に活用し、市民や企業等がＩＣＴ・デジタル技術活用による恩恵を享受し実感できる機能を社会実装するなど、地域社会ＤＸ推進による持続可能な地域社会の実現を目指します。

事業開始年度　平成９年度

（令和6年度に「ICT活用型総合戦略事業」を本事業に統合・再編）

【事業の経過】

〇産学官連携によるICT・デジタル技術を活用したサービス

平成19年度　児童見守りシステムサービス開始

平成25年度　・市民気象情報の配信～市内13か所に気象観測機器を構築し、得られたビッグデータの解析による営農支援に関する各種予測情報を提供
・高精度位置情報配信サービスの開始～RTK-GNSS基地局を構築し、無線方式とインターネット方式（Ntrip）による位置情報を提供（スマート農業や未除雪路線における除排雪作業で活用）

令和3年度	台数（台）	所有者数（経営体）
GNSSガイダンス	410	226
自動操舵システム	288	165
RTK-GNSS	240	145

※出典：岩見沢市農務課「農業振興ビジョン策定に係る農業者意向調査」

令和　3年度　準天頂衛星「みちびき」から発信されるセンチメータ級測位補強システム（CLAS）の位置情報とGISデータを活用した除排雪管理・作業支援システムの検証

令和　5年度　・公開型GIS（いわまっぷ）サービス開始
・岩見沢市ライブカメラ運用開始
・公衆無線LANサービス開始（機能向上・新機能）
・未除雪路線におけるCLASとGISデータを活用したガイダンスシステムの運用開始

令和　6年度　・クラウド管理型デジタルサイネージ運用開始
・除排雪管理・作業支援システム運用開始

根拠法令：デジタル田園都市国家構想基本方針
　　デジタル田園都市国家構想総合戦略　ほか

関連計画：岩見沢市総合戦略

令和７年度予算額　２，４２７万円

情報政策部情報政策課